

## 奈良県告示第四百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和七年三月二十五日

奈良県知事 山下 真

### 一 施行者の名称

大和高田市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業大和高田市流域関連公共下水道

### 三 事業施行期間

昭和五十四年三月二十三日から令和十四年三月三十一日まで

### 四 事業地

#### (一) 収用の部分

なし

#### (二) 使用の部分

平成三十一年三月奈良県告示第四百三十二号の事業地のうち大和高田市旭北町、旭南町、今里町、東雲町、材木町、曙町、東三倉堂町、中今里町、田井新町、蔵之宮町、土庫二丁目、土庫三丁目、磯野町、南陽町、大字土庫、大字曾大根、大字神楽、大字大中、大字築山、大字大谷、大字池田、大字野口、大字岡崎、大字市場及び大字根成柿地内において事業地を変更する。